

論
説

I N F 条 約 の 法 構 造 (一)

黒
沢
満

まえがき

一 中距離核戦力問題の背景

1 大戦後から一九七〇年代中期まで

2 一九七〇年代後半の動き

3 N A T O の 二 重 決 定

二 第一段階の交渉（一九八一年—一九八三年）

1 両国の初期の立場

2 両国の諸提案

- 3 この時期の交渉の特徴
 - 三 第二段階の交渉（一九八五年—一九八七年）
 - 1 レイキャビク首脳会談まで
 - 2 一九八七年の交渉
 - 3 この時期の交渉の特徴（以上本号）
 - 四 条約義務の内容
 - 五 条約義務の検証・査察
 - 六 INF条約と軍縮国際法
- むすび

まえがき

一九八七年二月八日、レーガン米国大統領とゴルバチョフ・ソ連書記長は中距離核戦力（INF）全廃条約に署名した。レーガン大統領は、「この条約は戦後の歴史における画期的な出来事である。なぜなら、この条約は軍備管理協定ではなく、軍備削減協定であるからである。過去の諸条約とは異なり、この条約は新兵器に上限を設定するのではなく、その数を実際に削減するものである。実際に、この条約は、米国とソ連の一つの部類の核ミサイ

ル全体を廃棄させるものである。この条約における検証措置もまた新しいものであり、広範な意味合いをもっている。ソ連の領域内において現地査察と短い通告による査察を行なうことが認められている。これは初めてのことであり、大きな進展である⁽¹⁾と述べ、この条約をきわめて高く評価している。またゴルバチョフ書記長も、「ソ連および米国の中距離および短射程のミサイルをすべて廃棄するというこの条約は、戦争のない世界を求める人類の恒久の願いに向けての歴史的な出来事である。そこで達成されたのは第一歩であり、核軍縮の出発点に過ぎないが、長い道程も最初の一步から始まることをわれわれは知っている⁽²⁾」と、核軍縮の出発点として位置づけている。

米ソによる二国間交渉は一九六九年以来、戦略兵器制限交渉(SALT)として行なわれてきた。それに引き続く形で行なわれた中距離核戦力に関する米ソ間の交渉は、一九八一年一月に開始され、一九八三年末に一時中断されたが、一九八五年三月に再開され、一九八七年一月に条約が署名された。この交渉と並行して戦略兵器削減交渉(START)が行なわれていたが、それはINF条約締結後の交渉の中心となる。

このような歴史的な進展を考慮しつつ、本稿においては、INF条約⁽³⁾の法構造の分析を試みる。そのために、まずINFに関する交渉が開始されるまでの国際状況、特にヨーロッパにおける東西関係、ならびに交渉の直接の要因となつている一九七九年のNATOの二重決定などを検討する。次に、一九八一年から一九八三年における交渉の内容と両国の対立点、ならびに交渉の失敗の原因を考察する。第三に、一九八五年以降の交渉を、一九八六年一月のレイキャビク首脳会談および一九八七年に入つてからの具体的な進展を中心に検討し、条約締結にいたつた要因を考察する。第四に、条約義務の内容について、交渉における問題点を中心に、また個々の条約規定の分析を通じて深く検討する。第五に、条約義務の検証・査察について、本条約の新しい特徴となつている現地査察を中心

に検討する。最後に、本条約が現代軍縮国際法においてどのような位置を占めるのか、また国際の平和と安全の観点から、この条約がどのような意義をもつのかをさまざまな側面から検討する。

(1) "Realism, Candor Mark U.S.-Soviet Relations, Reagan Says", *Official Text*, December 10, 1987, Press Office, United States Information Service, American Embassy, Tokyo, p.1.

(2) *New York Times*, December 9, 1987.

(3) INF条約の正式の名称は、「中距離及び短射程ミサイルの廃棄に関するアメリカ合衆国とソビエト社会主義共和国連邦との間の条約 (Treaty between the United States of America and the Union of Soviet Socialist Republics on the Elimination of their Intermediate-Range and Shorter-Range Missiles)」である。兵器体系は「一般に、戦略、戦域、戦術とその目的から分けられたり、長距離、中距離、短距離と射程によって区別されたりしてきた。この条約で中距離ミサイルと定義された射程一〇〇〇—五五〇〇キロメートルの戦力は、当初NATOでは長距離戦域核戦力(LRTNF)と呼ばれていた。この範囲の兵器は、一般にIntermediate-RangeまたはMedium-Rangeと呼ばれてきたが、この範囲内で前者を中距離後者を準中距離と区別することもあった。またこの条約で短射程ミサイルとして定義されている射程五〇〇—一〇〇〇キロメートルの戦力は、米国では短射程(Shorter-Range)INFと呼ばれ、ソ連では作戦・戦術ミサイル(Operational-tactical missile)または射程をのびした戦術ミサイル(Enhanced-Range Tactical missile)と呼ばれていた。Shorter-Rangeの訳として本稿では、短射程を当てているが、それは一つには射程五〇〇キロメートル以下の短距離(Short-Range)ミサイルと区別するためであり、さらに米国において、短射程INFとしてその語が用いられていたからである。なお本条約は一

九八八年六月一日に効力を発生した。

一 中距離核戦力問題の背景

1 大戦後から一九七〇年代中期まで

第二次世界大戦の終了に伴い、それまでの米ソ協調体制が東西対立へと変遷していくが、その対立が最も鋭く現れるのはヨーロッパであり、米ソ両国の安全保障問題もヨーロッパを中心に展開されていく。戦後の西側の大規模な動員解除に対し、東側は高いレベルの兵力を維持したままであった。この通常兵力の不均衡および東ヨーロッパの共産化などを背景として、一九四九年に北大西洋条約機構(NATO)が形成される。NATOは主として財政上の理由から、東側の通常兵力の優位に対抗するため核兵器に依存する戦略を採用した。そして一九五〇年代には「大量報復戦略」を、一九六〇年代には「柔軟対応戦略」を採用している。

米国は一九四五年に核兵器をすでに開発・実験・使用し、一九四九年に核兵器を開発したソ連に対して、核兵器の面では絶対的な優位を維持していた。大陸間弾道ミサイル(ICBM)が開発・実験されるのは一九五〇年代末であり、米ソ両国が戦略兵器により真接攻撃能力をもつのはそれ以降である。そこで米国は、ソ連を攻撃するため
の前進基地システム(FBS)をヨーロッパに置いた。このFBSの最初のものは、一九四九年に約二五〇〇キロ

メートルの作戦半径をもつ B 29 爆撃機三二機を英国に配備した時である。その後ヨーロッパ各地に B 47 が配備された。

米国海軍は一九五〇年代に射程六五〇キロメートルのレギュラス巡航ミサイルを潜水艦に搭載し、空軍は射程八〇〇キロメートルのマタドール巡航ミサイルを西ドイツに配備していた。その後それは射程二五〇〇キロメートルのメース A / B に代えられている。一九五七年に N A T O は弾道ミサイルのヨーロッパ配備を決定し、一九六〇年頃に、射程三〇〇キロメートルのトールおよびジュピター・ミサイルが英国、イタリアおよびトルコに配備された。しかし英国に配備された六〇のトール・ミサイルは一九六三年に撤去され、イタリアに配備された三〇のジュピター・ミサイルとトルコに配備された一五のジュピター・ミサイルも一九六五年に撤去されている。

これらの中距離ミサイルが配備後まもなく撤去されたのは、一つには I C B M および潜水艦発射弾道ミサイル (S L B M) が導入されたからである。これらの長距離ミサイルの登場により中距離ミサイルの必要性がなくなつたと考えられたのである。したがって、米国の地上発射の中距離ミサイルは、その後 I N F 交渉の開始の後一九八三年に配備されるまでヨーロッパには存在しなかつた。一九六三年および六五年に米国の中距離ミサイルが撤去されたもう一つの理由は、一九六二年のキューバ危機に関連している。米国は強硬な姿勢によりソ連のキューバへのミサイル持ち込みを撤回させたが、その際これらのミサイルがその取引材料として利用されたのである。

他方ソ連は、主として米国のヨーロッパにある前進基地システムに対抗するために、また大陸間兵器で米国より遅れているのでヨーロッパを人質とするために、一九五〇年代末から中距離ミサイルを配備し始めた。射程一二〇〇キロメートルの S S 3 はその後撤去されたが、一九五九年に配備が開始された射程一八〇〇キロメートルの S S

4 および一九六一年に配備が開始された射程三五〇〇キロメートルのSS5はその後も維持され、一九七〇年代後半にSS20に代替されていったが、INF交渉開始時にも存在していた。爆撃機としては一九五〇年代に作戦半径二〇〇〇キロメートルのTU16バジャールが、一九六〇年代には作戦半径二二〇〇キロメートルのTU22ブラインダーが配備された。

一九七〇年代に入つて、米ソ両国はSALT交渉の第一の成果として、一九七二年にABM条約と戦略攻撃兵器制限暫定協定を締結した。この暫定協定において、ICBM発射基とSLBM発射基に上限が設定されるが、そこにおいて米ソ両国間に戦略レベルにおけるおおよそのパリティが存在すると一般に認識されるようになる。しかし、この時期には、戦略爆撃機が規制に含まれていないことの外に、発射基の数ではほぼ同数——実際にはソ連の方が若干多く認められている——であるが、MIRV化により弾頭数では米国が圧倒的に優位に立っていたため、また米国が質的にもリードしていたので、西側ではこのおおよそのパリティはそれほど深刻には受け取られなかった。⁽¹⁾

SALT交渉との関連で中距離核戦力が問題になったのは、SALTの開始にあたって「戦略兵器」の定義をめぐって米ソ間で意見が対立した時である。すなわちソ連は、米国の前進基地システムにある核戦力もソ連を攻撃目標としているから、戦略兵器と考えられるべきであると主張した。結局この主張は受け入れられなかったが、SALT暫定協定においてソ連に若干の数的優位が認められたのは、前進基地システムを排除したことを考慮したものであると言われている。この前進基地システムを含む長距離戦域核戦力についての交渉は、SALTⅡでも行なわれず、SALTⅢで交渉することに米ソは合意していた。

2 一九七〇年代後半の動き

中距離核戦力の問題は、一九七〇年代の後半になって大きな注目を受けるようになるが、その理由としては、まずSALTの進展にともなう米ソ間の戦略兵器システムにおける実質的なパリテイの成立が挙げられる。第二は一九七六／七七年にソ連がSS20ミサイルを配備し始めたことであり、第三はSALT交渉において米國が西ヨーロッパ諸國の利害を十分考慮しなかつたことである。これらの要因が絡みあつて、全体として、西ヨーロッパ諸國において米國の「核の傘」の信頼性が疑問視され始めたのである。

まずSALTの進展との関連で西ヨーロッパの安全保障の脆弱化を指摘したのは、西ドイツのシュミット首相であり、彼は、一九七七年一〇月の英國の國際戰略研究所（IISS）における演説で以下のように述べている。

戰略的状況が変化したので、われわれは新しい問題に直面している。SALTはソ連と米國の間の核戰略バランスを条約で固定してしまつた。言い換えれば、SALTは両國の戰略核能力の効果を中和してしまつた。その結果、ヨーロッパにおける戰術核および通常兵器の東西間の不均衡の重要性が顕著になつた。……パリテイの原則は兵器のあらゆるカテゴリーに適用されなければならない。……もしわれわれがSALT交渉と並行してヨーロッパにおける軍事力の不均衡を取り除くことができなければ、米國とソ連に限定された戰略兵器制限は、ヨーロッパでのソ連の軍事力の優位に対する西ヨーロッパのNATO加盟國の安全保障を必ず損なうであろう。その軍事力の不均衡を取り除けないかぎり、われわれは抑止戰略の全範圍にわたつてバランスを維持しなければならぬ。⁽²⁾

シュミットが指摘しているのは、S A L Tにより戦略兵器ではパリティが成立したこと、その結果として戦術核兵器と通常兵器での不均衡が重要性をもつようになったことであり、彼は、それらの部門においても東西間の均衡を維持すべきであると主張している。

一九七二年のS A L T I暫定協定締結の際には、米国が主として弾頭数において大幅な優位に立っていたため、西側ではそれほどソ連とのパリティは問題にされなかった。しかしその後、ソ連も米国と同じ道を歩んだため、すなわちソ連もM I R V化を推進したため、実質的にパリティが成立したと認識されるようになってきた。さらにソ連のI C B Mは米国のものより大型であったため、より多くの弾頭を搭載することができた。

また一九七二年より開始されたS A L T II交渉においても、米ソ間の実質的なパリティが定められていった。一九七四年のウラジオストク合意においては、I C B M、S L B Mおよび爆撃機を含む戦略運搬手段の総数が二四〇〇、そのうちM I R V化できるもの一三二〇と定められた。これにより爆撃機も含んだ戦略兵器全体において、さらにM I R V化についても同数とされ、パリティの実質をもつものとなってきた。その後交渉の進展にともない、条約の基本的な部分には合意がみられ、S A L T II条約が締結されるのは一九七九年であるが、それ以前に基本的な規定はすでに確定していた。

このようにS A L T II交渉の進展により、戦略兵器におけるパリティが確定されることになり、その結果として、それより射程の短い核兵器システムにおける東西のバランスが重要性をもつと考えられるようになってきたのである。⁽³⁾

第二の問題として、ソ連は一九七六／七七年に新しい中距離ミサイルS S 20の配備を開始した。ソ連にとっては、

このSS 20は一九六〇年前後に配備が開始されたSS 4およびSS 5の近代化であり、当然の成り行きであった。しかし西側にとっては、これはソ連の大幅な軍事的増強であった。この点についてロッドガード (S. Lodgegard) は、「ソ連の指導者にとっては『当然のこと』であったが、西側の指導者はSS 20が導入された時にソ連のミサイルの脅威を『再発見』したのであった。西側において、SS 20は重大な新しい脅威として提示された——それは誤りである——が、東側においては、指導者たちはその恐怖を緩和するための政治的活動をなにもしなかった——それは大きな失敗であった——」⁽⁴⁾と説明している。

SS 20の射程は五〇〇キロメートルであり、SS 4の一八〇キロメートルおよびSS 5の三五〇キロメートルに比較して長くなっているが、ソ連西部に配備されたSS 4および5はすでにヨーロッパのほぼ全域をカバーしていた。しかし射程が長くなった分だけ、ソ連は領域の内部に配備できることになる。SS 20の大きな特徴は、移動式という点およびMIRV化されている点である。移動式にすることで敵の攻撃に対する脆弱性は著しく減少される。また三弾頭をもつMIRVを搭載することにより、弾頭数は三倍になっており、攻撃能力も三倍になる。さらに命中精度も以前のミサイルに比べて格段に改良されている。

フォン・ダンウィッツ (F. von Danwitz) は、「SS 20の質が優れているので、西ヨーロッパにある報復兵器に対するソ連の先制攻撃に関して、東西間に危険な不均衡が生みだされた。ソ連はヨーロッパにある核戦力による報復攻撃を恐れることなくヨーロッパを核武装解除しうる立場にある」⁽⁵⁾とSS 20の危険性を強調している。

しかし、これに対し、バンディー (M. Bundy) は、「米ソは莫大な戦略兵器をもっており、その一〇%以下でSS 20の役割を果たせるので、SS 20はなんら新しい事態を生みだすものではない。SS 20はヨーロッパの危険のバ

ランスを変えるものではない」と反論している。

SS 20とともに、西ヨーロッパ諸国でとくに危惧されたのは、バックファイアー爆撃機の展開である。これは一九七四年に配備が開始されたもので、戦闘半径三〇〇〇キロメートルで、主としてヨーロッパを対象としている。

これらの中距離核戦力のソ連による増強は、米国の戦略核戦力が圧倒的な優位を誇っていた時代には西ヨーロッパ諸国には脅威とは感じられなかったが、上述のような戦略兵器でのパリティの成立により、一九七〇年代後半には大きな脅威であると考えられて認識されるようになった。⁽⁷⁾ これらの兵器は「灰色領域 (gray area)」の兵器として広範に注目されるようになり、そこでの東西間の不均衡が指摘され、それを是正する必要が強く主張されるようになった。⁽⁸⁾

第三の理由は、SALT II交渉における米国の姿勢のいくつかに対して西ヨーロッパ諸国が不満をもっていたことである。その一つは巡航ミサイルの取り扱いであり、米国は基本的には巡航ミサイルをSALT II条約の規制に含めることに同意していた。しかし西ヨーロッパ諸国は、中距離核戦力における不均衡を巡航ミサイルによって是正することを期待していたので、これがSALT II条約で規制されることを望まなかった。最終的には、射程六〇〇キロメートルを超える地上発射巡航ミサイル (GLCM) および海洋発射巡航ミサイル (SLCM) の配備の禁止は、一九八一年末まで有効な議定書で規定された。これによりこれらの配備の禁止が一時的なものに過ぎないことが明らかになったが、西ヨーロッパにおいては、この禁止がSALT IIにおいて先例として継続されるのではないかとという危惧が表明されていた。

この巡航ミサイルの規制との対比で、西ヨーロッパ諸国が不満に感じたのは、ソ連のバックファイアー爆撃機が

SALT IIで規制されないことであつた。これは最終的には、バックファイアーに大陸間能力を与えず、現在の生産率を維持するという声明文がブレジネフ書記長からカーター大統領に渡されているだけであり、不満は解消されていない。

さらにSALT II交渉で西ヨーロッパ諸国が危惧したのは、条約に含まれる「抜け穴防止 (noncircumvention) 条項」である。ここでは、各締約国は他の諸国を通じてまたは他の方法により条約規定の趣旨に反する行為をしないことを約束しているが、これにより米国の西ヨーロッパ諸国への軍事援助あるいは中距離核戦力の増強が妨げられるのではないかと考えられた。

その他の理由として、中性子爆弾（放射線強化爆弾）の問題がある。カーター大統領は一九七六年に、中性子爆弾を生産しそれをヨーロッパへ配備する用意があると同盟国に伝えていたが、一九七八年四月に、その生産は無期延期されると発表した。この出来事は西ヨーロッパ諸国による米国に対する信頼感の減少の原因となっている。

以上のような一九七〇年代後半の国際情勢、特にヨーロッパにおける情勢の変化により、西ヨーロッパ諸国ではあらためて安全保障の問題が議論されるようになった。その危惧の中心は米国の「核の傘」の信頼性に対する疑問である。特にこのような状況において、米国は果たして危機の際に西ヨーロッパの安全を保障する意思および能力があるのかどうか問題となった。またこれらの状況は、安全保障に関して、米国と西ヨーロッパを切り離すこと（デカップリング）になるのではないかと主張された。それまでの柔軟対応戦略においては、ソ連のあらゆる攻撃に対してその攻撃に見合った柔軟な対応が予定されており、そのためにあらゆるレベルで軍事的対応ができるよう備えられてきた。それにより、抑止理論が実際に働くと考えられたからである。

しかし、上述したように、西側はソ連のSS20に相当する軍事力をもたないため、抑止の基礎となる各レベルにおける対応が不可能になり、抑止のはしご段の一つの段階が欠けることになる。さらに戦略レベルでのパリティの成立により、戦略兵器が相互に使用できなくなる。このことから、ヨーロッパでの通常兵力による戦争であっても米国の戦略核戦力の使用まで当然にエスカレートするという抑止理論の前提がなくなる。したがって、西ヨーロッパは米国からデカップリングされ、米国の支援を期待できない西ヨーロッパ諸国はソ連に対しきわめて脆弱な立場に立つことになる、といった議論がこの時期に西ヨーロッパで広く主張されるようになった。⁽⁹⁾

3 NATOの二重決定

NATOの核計画グループは、新しい戦域核戦力の必要性を検討するために一九七七年一〇月に「ハイレベルグループ(HLG)」を設置した。そこでNATOの近代化に合意が見られた後、一九七九年一月のNATO首脳会議において長距離戦域核戦力の配備について一般的な合意が成立した。NATOはまた、一九七九年四月に戦域核戦力の制限に関する詳細な提案を作成するため、「軍備管理および関連問題に関する特別グループ」を設置した。これらのグループにおいて検討され作成された勧告が、一九七九年二月一二日に、NATOの外務および国防大臣の特別会合で承認された。その中心部分は以下の通りである。

閣僚は、現在ある米国のパーシングIAにとって代わる一〇八のパーシングII発射基および四六四のGLCM(地上発射巡航ミサイル)からなる米国の地上発射システムをヨーロッパに配備することにより、NATOのLRTNF(長距離戦域核戦力)を近代化することを決定した。

閣僚は、LRTNFに対する軍備制限を交渉すること、そのためできるだけ速やかに交渉の開始をソ連に提案するという、同盟内での協議の後に米国が行なった決定を完全に支持する⁽¹⁰⁾。

このNATOの決定は、LRTNFの近代化の決定とLRTNFに関する軍縮交渉の開始の意図の支持という軍拡と軍縮の両面をもつもので、一般に「NATOの二重決定」と言われている。このようにNATOにおいて近代化と軍縮交渉が同時に決定されたというのは始めてのことであり、この決定の最大の特徴となっている。この決定のもう一つの特徴は、近代化に関して、しかも生産の段階から西ヨーロッパのNATO諸国がその決定に参加した⁽¹¹⁾ことである。

LRTNFの近代化の内容は、まず西ドイツに現在存在する射程七四〇キロメートルの一〇八のパーシングIAを射程一八〇〇キロメートルの同数のパーシングIIに代えること、さらに新たに射程二五〇〇キロメートルの地上発射巡航ミサイルを五カ国に配備することである。その内訳は、英国に一六〇、西ドイツに九六、イタリアに一一二、オランダに四八、ベルギーに四八である。これらは、一九八三年の終わりから配備される。

合計五七二という数字が決定された経過において、HLGは二〇〇から六〇〇の間が好ましいという考えを示していた。二〇〇以下ではソ連の関心を引かないし、六〇〇以上ではソ連にとり大きな脅威になると考えたからである。さらにデカップリングの危惧を除去するためには、LRTNFの分野でのソ連との均衡を必ずしも必要としないと考えられた。また西ドイツは、自国への新しいミサイルの配備の条件として、少なくとも大陸の他の一つの非核兵器国が同様にかつ同時にそれを受け入れることを要求していた。

さらに新しい巡航ミサイルの配備方式について、軍事的には非脆弱であると考えられる海洋発射⁽¹²⁾ではなく、地上

配備になったのは、N A T O 諸国が米国の核の保障を目で見える形で確認したいと考えたからである。これらの配備数、配備手続きおよび配備様式などの決定にいたる議論から明らかになるように、このN A T O の近代化の決定は、軍事的必要に応じてなされたという側面よりも、米国と西ヨーロッパ諸国との間の政治的信頼関係の修復あるいは立て直しという側面を前面に押し出しているものである。¹³⁾

次に、軍備管理に関するN A T O の決定は、交渉の基本的立場を以下のように明らかにしている。

(A) 主として戦域任務の米国のシステムに対する将来の制限は、ソ連の戦域システムに対する適切な制限を伴わなければならない。

(B) 米国およびソ連の長距離戦域核システムの制限は、S A L T III の枠組みの中で段階的アプローチにより二国間で交渉されるべきである。

(C) これらの交渉の当面の目的は、米国およびソ連の地上基地長距離戦域核ミサイル・システムに対して合意される制限を設けることである。

(D) これらのシステムに対するいかなる合意される制限も、両国間の平等という原則に一致しなければならない。したがって、制限は上限および権利の両方において法上の平等の形をとらなければならない。

(E) いかなる合意される制限も、十分に検証可能なものでなければならない。

ここで述べられている五つの原則は、(B)を除き後の交渉において米国の立場として強く堅持されていく。

この二つの決定の關係について、「主として配備計画に対する支持を得るための政治的手段として軍備管理交渉を決定しているので、軍備管理の考慮は二次的な役割しか与えられていないことになる」と、ガーソフ(R. Garthoff)¹⁴⁾

が述べているように、この二重決定の中心はあくまで配備の決定であった。

このNATOの二重決定、特に新しい配備の決定に関して、ケネディ(R. Kennedy)は、「NATOのヨーロッパ戦略能力の改善の計画は、正しい方向に向けてのステップである。それはソ連のSS20の配備に対する対応としてのみならず、そのような長距離システム自体の価値からしてそうである。五七二の巡航ミサイルおよびパーシングIIを配備することにより、抑止力が強化され、全面的な脆弱性が減少し、その結果西側の自信を増大させるであろう」と一般的に新しい配備決定に賛成しつつ、さらに具体的に、「パーシングIIおよび巡航ミサイルが移動式であることからして、それらが西側の核戦力の全面的な脆弱性を減少させるのみならず、ワルシャワ条約機構の領域深くまで攻撃する能力をもつそのような長距離戦力を展開することにより、ヨーロッパにおける戦域核紛争と米国の戦略核抑止力との間のリンケージを強化するであろう」と述べ、積極的に評価している。⁽¹⁵⁾

他方、ウォーレンキ(P. Warnke)は、「軍事的能力の観点から見て、ソ連のSS20も予定されている米国の新しいミサイルも、核能力を大きく増強するものではない。……さらに抑止の有効性の観点から見れば、現在のソ連の長距離戦域核戦力も予定されている米国の長距離戦域核戦力も基礎となる基準に合致していない。理想的な核抑止は、最も生存能力が高く挑発的な性質が最も少ないものである」と一般的に批判しつつ、さらに、「パーシングIIおよび巡航ミサイルの配備は、ソ連の先制攻撃をより起こりやすくするであろう」と述べている。⁽¹⁶⁾同様にペイン(C. Payne)も、「パーシングIIのような柔軟で、低爆発力で、高度な命中精度をもつ核兵器の配備は、危機の際に政策決定者が実際には存在しない幻想の核「選択」を追求しようとするので、核戦争の危険を減少させるよりも、むしろその危険を増大させるであろう」と批判している。⁽¹⁷⁾

さらにトレバートン (G. Treverton) は、「政治的象徴主義が軍事的考慮を支配するのを許してはならない。もしそうならば、当初の政治的目的には役立たないだろう」と述べ、政治的問題に対し軍事的観点から対処していることを批判している。

一九七〇年代にソ連が S S 20 を配備し、それに対抗して N A T O が長距離戦域核戦力の配備を決定したことに関し、ガーンソフは、両者のそれぞれの決定の文脈においては適切であり必要であったように思えるが、両者とも戦略状況を一方的に評価し、軍事バランスに対して異なる展望をもっていることの現れであると述べ、そのことは、戦略兵器制限交渉プロセスが不十分であったこと、また安全保障上必要なものについて、一方的でついには対立する行動によってではなく協力的な行動によって対応するという期待が低かったことから生じた結論している⁽¹⁹⁾。

また、この N A T O の二重決定を契機として、西ヨーロッパにおいて一般大衆による大規模な反核運動が展開される。その基本的な理由となっているのは、ヨーロッパ大陸が核戦争の戦場になるという恐れである。この反核運動は以前のものとは大きく異なり、次のような特徴をもっていた。まずそれは大陸全体に広がる規模をもつ運動であった。その運動には主婦あるいは宗教的運動や教会が積極的に参加していた。その運動はそれまで米国の最も信頼しうるパートナーであり N A T O 戦略の軸であった西ドイツで最も強く現れた。またあらゆる階層の人々が参加していたが、若い人々が中心となっていた。運動はさまざまな懸念、恐れ、熱望が一つの問題に収斂したものであって、複雑な様相を呈していた⁽²⁰⁾。

この反核運動は、N A T O の配備決定とともに、米国において限定核戦争論または核戦争遂行理論など、核兵器は戦争で使用できるもので、核戦争を限定することは可能であるという見解が一九八〇年前後に現れてきたことへ

の反発でもある。この反核運動は、軍備管理軍縮にきわめて消極的であったレーガン政権に対し、交渉を開始させる上で大きな役割を果たした。

- (1) この時期にも一定の危惧は表明された (Andrew J. Pierre, "Nuclear Diplomacy: Britain, France and America", *Foreign Affairs*, Vol. 49, No. 2, January 1971, p. 285.)。この時期のヨーロッパの防衛議論については Christopher Irwin, "Nuclear Aspects of West European Defence Integration", *International Affairs* (London), Vol. 49, No. 4, October 1971, pp. 679-691; Walter F. Hahn, "Nuclear Balance in Europe", *Foreign Affairs*, Vol. 50, No. 3, April 1972, pp. 501-516; Paul C. Davis, "A European Nuclear Force: Utility and Prospects", *Orbis*, Vol. 17, No. 1, Spring 1973, pp. 110-131; W.S. Bennett, R.R. Sandoval and R.G. Shreffler, "A Credible Nuclear-Emphasis Defense", *Orbis*, Vol. 17, No. 2, Summer 1973, pp. 463-479; Michael J. Brenner, "Tactical Nuclear Strategy and European Defence: A Critical Reappraisal", *International Affairs* (London), Vol. 51, No. 1, January 1975, pp. 23-42. 参照。
- (2) Helmut Schmidt, "The 1977 Alastair Buchan Memorial Lecture", *Survival*, Vol. XX, No. 1, January/February 1978, pp. 3-4. シュミットはさらに、後に「SS20との関連性」を「連はヨーロッパにおける軍事バランスを崩した。それによりのSS20の射程内にある諸国に対する政治的圧力の道具を作りだした。西側はSS20に対抗するものをもっていなさう」と述べ、バランスの重要性を強調しているが、さらに、「できる限り低いレベルで必要な軍事バランスを目指す政策のみが、西ヨーロッパ諸国の一般大衆の完全な支持を得ることができるとであろう」と、軍縮によるバランスの回復を主張している (Helmut Schmidt, "A Policy of Reliable Partnership", *Foreign Affairs*, Vol. 59, No. 4, Spring 1981, pp. 747-748.)。

- (3) Kurt Birrenback, "European Security: NATO, SALT and Equilibrium", *Orbis*, Vol. 22, No. 2, Summer 1978, p. 303; J. J. Martin, "Nuclear Weapons in NATO's Deterrence Strategy", *Orbis*, Vol. 22, No. 4, Winter 1979, p. 877.
- (4) Sverre Lodgaard, "Long-Range Theater Nuclear Forces in Europa" *World Armaments and Disarmament: SIPRI Yearbook 1982*, p. 9.
- (5) Thomas von Danwitz, "Medium-Range Nuclear Weapons and European Security", *Aussen Politik*, Vol. 33, No. 2, 1982, p. 209.
- (6) McGeorge Bundy, "America in the 1980s: Reframing Our Relations with Our Friends and among Our Allies," *Survival*, Vol. 24, No. 1, January/February 1982, pp. 25-26. 田中(田中) 義典, "Klaas G. de Vries," "Responding to the SS-20: An Alternative Approach", *Survival*, Vol. 21, No. 6, November/December 1979, pp. 251-255; Gert Krell, "Counting Intermediate-Range Nuclear Forces (INF): Why and How", *Bulletin of Peace Proposals*, Vol. 16, No. 3, 1985, p. 6. 藤田
- (7) Johan Jorgen Horst, "Arms Control in Europe: Towards a New Political Order?" *Bulletin of Peace Proposals*, Vol. 13, No. 2, 1982, p. 86.
- (8) Robert Metzger and Paul Doty, "Arms Control Enters the Gray Area", *International Security*, Vol. 3, No. 3, Winter 1978/79, pp. 17-52; Gregory F. Treverton, "Nuclear Weapons and the Gray Area", *Foreign Affairs*, Vol. 57, No. 5, Summer 1979, pp. 1075-1089.
- (9) François de Rose, "The Future of SALT and Western Security in Europe", *Foreign Affairs*, Vol. 57, No. 5, Summer 1979, pp. 1069-1070; Paul Nitze "The Relationship of Strategic and Theater Nuclear Forces", *International Security*, Vol. 2, No. 2, Fall 1977, pp. 122-132; François de Rose, "Updating Deterrence in Europe: Inflexible Response?" *Survival*, Vol. 24, No.

1. January/February 1982, pp. 19-23.
- (10) *Documents on Disarmament 1979*, pp. 815-816.
- (11) Christoph Bertram, "The Implications of Theater Nuclear Weapons in Europe", *Foreign Affairs*, Vol. 60, No. 2, Winter 1981/1982, pp. 310-316.
- (12) Philip Hughes, "Cutting the Gordian Knot: A Theater-Nuclear Force for Deterrence in Europe", *Orbis*, Vol. 22, No. 2, Summer 1978, p. 322-323.
- (13) Leon V. Sigal, *Nuclear Forces in Europe: Enduring Dilemmas, Present Perspectives*, 1984, Brookings Institute, pp. 50-53.
- (14) Raymond L. Garthoff, "The NATO Decision on Theater Nuclear Forces", *Political Science Quarterly*, Vol. 92, No. 2, Summer 1983, p. 205.
- (15) Robert Kennedy, "Soviet Theater-Nuclear Forces: Implications for NATO Defense", *Orbis*, Vol. 25, No. 1, Spring 1981, pp. 347-348.
- (16) Paul C. Warnke, "Theater-Nuclear Forces and NATO Security", *Orbis*, Vol. 25, No. 3, Fall 1981, pp. 502-503.
- (17) Christopher Paine, "Pershing II: The Army's Strategic Weapon", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 36, No. 8, October 1980, p. 31.
- (18) Gregory F. Treverton, "Managing NATO's Nuclear Dilemma", *International Security*, Vol. 7, No. 4, Spring 1983, p. 99.
- (19) Raymond L. Garthoff, "The Soviet SS-20 Decision", *Survival*, Vol. XXV, No. 3, May/June 1983, p. 118.
- (20) Stanley Hoffman, "NATO and Nuclear Weapons: Reasons and Unreason", *Foreign Affairs*, Vol. 60, No. 2, Winter 1981/1982, p. 328.

二 第一段階の交渉（一九八一年—一九八三年）

1 両国の初期の立場

一九八一年一月から米ソ二国間交渉が開始されたが、両国の主張が大きく異なっていたため、条約作成に向けての進展はほとんど見られず、六ラウンドにわたる交渉の後、一九八三年一月に米国の新しいミサイルの配備により交渉は中断される。この時期を交渉の第一段階としてとらえることができる。

米ソ両国は交渉の開始に合意したにもかかわらず、交渉の対象となる戦力のとらえ方および条約により規制すべき具体的諸問題について見解が大きく対立していた。まず全体の戦力のバランスに関して、表1に示されているように、米国は、中距離核戦力¹については六対一の割合でソ連が優位に立っていると主張したのに対し、ソ連はヨーロッパ戦域においてNATOとソ連との間にはおおよそそのパリティが存在すると主張した。この表から明らかのように、米ソ両国とも自国の戦力は低く、相手国の戦力は高く評価し、同程度の戦力でも自国側の計算には入れず、相手国の計算には算入するという傾向が見られる。このように交渉の基礎となるべき戦力の比較において米ソ間にさわめて大きな相違が存在したということは、この交渉の目的そのものについても両国間に見解の著しい相違があったことを示している。

まず、ソ連はNATOの二重決定がとられる直前の一九七九年一〇月六日に、新たな中距離核手段が西ヨーロッパ

表1 中距離核戦力のバランス

米国の見解		ソ連の見解			
米 国	ソ 連	米国+NATO		ソ 連	
IRBM	IRBM	IRBM	IRBM	IRBM	
	SS-20 250	French IRBM 18		SS-20 243	
	SS-4+5 350	French SLBM 80		SS-4+5 253	
	SS-12/22 100	UK Polaris 64		SS-N-5 18	
	0 SS-N-5 30				
Bombers	Bombers	Bombers	Bombers	Bombers	
F-111 in Europe 164	Backfire Tu-26 45	F-111 172		Backfire Tu-26	
FB-111 in US 63	Blinder Tu-16 350	FB-111 65		Blinder Tu-16 461	
F-4 265	Badger Tu-22	F-4 246		Badger Tu-22	
A-6 68	Su-17	A-6 240			
A-7	Su-24 2700	A-7 46			
	Mig-27	French Mirage IVA 46			
		UK Vulcan 55			
Total 560	3825	986		975	

Source: The New York Times, November 30, 1981

パに配備されないことを条件として、ソ連の西部に配備されている中距離核手段の数を削減する用意がある、という意向を明らかにした。しかし、この提案はNATOの二重決定を妨げるものであるとして、NATOにより拒否されている。

交渉が開始された時期における一月二四日のソ連提案は、同年二月のモラトリアム提案——米ソ両国とも新たな中距離核戦力を配備しない——を一步進めたものであり、もし両国がモラトリアムに合意するならば、ソ連はSS20の一層の配備を停止するのみならず、ソ連のヨーロッパ部にある中距離核兵器の数を一方的に削減する用意がある、というものであった。

さらに一九八二年二月のソ連の提案

は、両側に存在する約一〇〇〇の兵器を一九八五年末までに六〇〇に、一九九〇年末までに三〇〇に削減するといふものであった。交渉の初期におけるソ連のこれらの提案は、いずれも両者の間にはおおよそのパリティが存在するといふ見解にもとづいたものであり、そのこと自体に反対している米国にとって受諾しうるものではなかった。

他方、一九八一年一月一八日の米国の提案は、もしソ連がSS20、SS4およびSS5ミサイルを廃棄するならば、米国はパーシングIIと地上発射巡航ミサイルの配備を撤回する用意がある、といういわゆる「ゼロ・オプション」であった。この提案の背景として、レーガン大統領は、「過去六年間において、米国は新しい中距離ミサイルを一つも配備せず、ヨーロッパから一〇〇〇の核弾頭を引き上げたが、ソ連は移動式で命中精度の高い弾道ミサイルに七五〇の弾頭を配備した。ソ連は今や、SS20、SS4および5に一一〇〇の弾頭を載せている。米国はそれに匹敵するミサイルをまったく保有していない。実際、米国は一五年以上前にそのようなミサイルを解体したのである⁽²⁾」と述べつつ、その提案の合理性を強調している。ソ連は、この提案はソ連の軍備のみを一方的に廃棄することを要求するものであり、受け入れられないと拒否していた。

この「ゼロ・オプション」については、そもそも真面目な交渉の出発点となりうるのかという点で疑問が出されていたし、それはソ連の地域的安全保障の必要性を無視しており、NATOの二重決定の元来の理論的根拠にも一致しないと批判されていた⁽³⁾。

以上の米ソの具体的提案の相違は、両国の交渉に向けての態度のさまざまな点に関わっているので、以下に個別的な相違点を検討する。

- (a) 第一の問題は交渉の対象となる兵器の問題であり、中距離核戦力としての種類の兵器を交渉の対象とする

かという点である。米国の見解は、その提案に示されているように、パーシングⅡ、地上発射巡航ミサイル、SS 20、SS 4、SS 5のみを対象とするものであり、射程距離一〇〇〇から五五〇〇キロメートルの地上発射ミサイルを対象としている。しかし米国はそれより射程の短いソ連のSS 22、SS 23についても後の交渉で取り扱うことを希望していた。しかし航空機に関しては後の段階にまわすことを主張し、まず地上発射のミサイルに重点を置いた。これはNATOの決定の際の原則の一つにあるように、段階的アプローチを採用するものである。

他方、ソ連は、その提案に現れているように、地上発射ミサイルのみならず、潜水艦発射ミサイルおよび航空機をもすべて交渉の対象とすべきであると考えた。特に、ソ連は米国の前進基地システム(FBS)を含むべきであると主張し、包括的アプローチを採るべきであると考えた。この考えは、ソ連とNATOの間でおおよそのパリティが存在するという前提にもとづいている。

(b) 第二の問題は交渉の対象となる国の問題であり、具体的には英仏の核戦力を含めるか否かという点である。軍事バランスに関する表に示されているように、米国はソ連と米国の比が六対一であると主張し、ソ連はソ連とNATOとの間にはおおよそのパリティが存在すると主張している。ここで、英仏の核戦力は米国の計算には含まれていないが、ソ連の計算には含まれている。ソ連は、英仏の核戦力はソ連に向けられたものであり、ヨーロッパからソ連に到達する射程をもつので、当然交渉に含まれるべきであると主張した。後には条約に英仏の核戦力を含める必要はないが、その存在を考慮すべきであると主張している。

これに対し、米国は、第三国である英国およびフランスのために米国が交渉する権限はないこと、英仏両国とも自国の核戦力は戦域兵器ではなく戦略兵器であると主張していること、ならびに、ソ連が米英仏三国の合計とのパ

リテイを主張すると、結果としてソ連が他国に対し圧倒的な軍事的優位に立つことになるとして、ソ連の見解に反論した。この問題は、平等の原則、およびソ連の主張する平等の安全保障の原則と深く関わってくる。

(c) 第三は交渉の対象となる地理的範囲の問題、すなわちヨーロッパにある核戦力のみを取り扱うのか、交渉の対象となる兵器を地球全体で取り扱うのかという点である。ソ連はこの交渉を「ヨーロッパにおける核兵器の削減に関する交渉」と呼び、対象となる地理的範囲をヨーロッパに限定すべきであると考えた。他方、米国はこの交渉を「中距離核戦力交渉」と呼び、地球全体を規制の対象とすべきであると考えたが、その理由は、主として、SS20がアジア部にも配備されていること、SS20は移動式であることである。

(d) 第四は交渉における規制の基準の問題であり、その基準として、運搬手段または弾頭の数のうちどちらを用いるかの点である。SALT IおよびIIにおいては、ミサイル発射基が規制の基準として用いられていた。ソ連はSALTと同様に運搬手段の数をその基準とすべきであると考えたが、米国は弾頭数をその基準とすべきであると主張した。それは、ソ連のSS20ミサイル一基に三弾頭が搭載されているからである。この問題は検証の問題に関連してくるわけで、ソ連は従来の自国の検証技術手段で十分であると考えたが、米国は現地査察を含むより厳格な検証が必要であると考えていた。

2 両国の諸提案

一九八二年六月、米ソINF交渉の非公式接触において、ニッツ米国首席代表とグピチンスキー・ソ連首席代表との間で、以下のような合意、いわゆる「森の中の合意」が達成された。

- (1) ヨーロッパの I N F ミサイル発射基と航空機を米ソそれぞれ二二五とする。
- (2) ミサイル発射基は七五ずつとし、米国はパーシングⅡを配備せず、巡航ミサイルのみとする。
- (3) ソ連の極東配備ミサイル発射基は九〇で凍結する。
- (4) 英仏の核戦力は含めない。

(5) F III、F B III、バックファイアー、ブラインダー、バジャーを一五〇に制限する。

(6) より短い射程のミサイルを現状に制限する。

オズグット (E. Osgood) は、「西ヨーロッパへの配備が飛行速度の遅い巡航ミサイルに限られたことは、ソ連に対する脅威を大きく減少するだろう。また S S 20 の大幅な削減と英仏ミサイルの譲歩は現実的な現状維持である」として、この合意にもとづき協定を作成することができたと述べている。またシガール (J. Sigal) も、「森の中の交渉で作成された基本的な取引が、I N F の交渉行き詰まりから抜け出る唯一の方法である」と、この合意の合理性を強調していた。しかし、この案は後に米ソ両国により拒否されている。

その後のソ連の提案は、まず、一九八二年一二月に出されたが、その中心は米国がパーシングⅡと G L C M を配備しないことを条件として、ソ連のミサイルを英仏と同数まで削減する、というものであった。さらに航空機も同レベルまで削減されるべきであるが、ミサイルと航空機を同時に取り扱うことには固執しないこと、弾頭について交渉する用意があることも明らかにしている。

アルマン (R. Ullman) はこのソ連提案を受け入れるべきであったと主張しているが、その理由として、パーシング・ミサイルは危機においてソ連の先制攻撃を招くものとなり、G L C M は困難な検証問題を生じさせるので、

危機における安定性および軍備管理の側面からしてソ連提案はそれらを配備しなくて済む機会を提供していたと述べている。⁽⁶⁾

一九八三年五月三日にアンドロポフ書記長は、英仏の核戦力をもちろん考慮に入れて、運搬手段ならびに弾頭の双方に関してヨーロッパでの核戦力の平等という考えにもとづく協定を締結する用意があると述べ、八月二十六日には、英仏のレベルまでソ連のINFミサイルおよび弾頭を削減し、削減部分は極東に移転せず廃棄するという提案を行なっている。そして一〇月二七日には、ヨーロッパにあるソ連のSS20のミサイルを一四〇基に、弾頭を四二〇に削減することを提案した。これは英仏の弾頭数と同数である。またソ連東部のSS20の新たな配備を中止すること、航空機についてソ連とNATOとの同数のレベルを設定することを提案している。

他方、米国は当初の「ゼロ・オブション」を堅持していたが、その提案が交渉の基礎とはならないという多くの批判を受けて、一九八三年三月三〇日に、ソ連がINFミサイルの弾頭を全世界的規模で削減すれば、米国はパーシングIIとGLCMの配備計画を同じ水準まで大幅に削減する、という「暫定提案」を行なった。さらに九月二七日には、全地球的規模での削減と制限にソ連が合意するなら、米国はヨーロッパでの配備によってソ連の全地球的配備と同数にする意思はないが、他の地域に配備する権利をもつこと、ミサイルと同様に航空機についても検討すること、およびGLCMと共にパーシングIIをも削減する用意があることを提案した。また十一月一日には、ソ連の提案していた弾頭数四二〇まで米ソのINFミサイルを全地球的規模で削減することを提案している。

しかし、これらの提案はすべて相手国により即時に拒否されている。

これらの両国の諸提案を交渉の進展にしたがって眺めて見ると、一見したところ両国の主張が妥協の方向に向け

て収斂してきたように見えるが、詳細に検討すると両者の相違は最後まできわめて大きなものであったことが理解できる。両者の歩み寄りがみられたのは、まず交渉の対象となる核戦力について、航空機を排除するまでには至っていないが、ミサイルに重点をおくことには合意が見られる。また規制の基準として、ミサイルではなく弾頭の数を用いることにも徐々に見解が近づくのが見られた。

しかし、これら二点での見解の接近も、それに付随する他の諸条件と結びつけるならば、あまり実体的なものであることが分かる。まず第三国の核戦力の取り扱いに関して、英仏の核戦力を常に考慮に入れるソ連の主張と、米ソの核戦力のみを交渉の対象とする米国の主張は最後まで対立し続けた。また地理的範囲について、ヨーロッパを交渉の中心と考え、アジア部については切り離して考えるソ連と、常に全世界的な規模でこの交渉を考える米国の間には、交渉の目的それ自体についてきわめて大きな見解の相違が存在していた。

諸提案に示されたソ連の交渉における基本的な立場は、米国のミサイル配備を阻止することであった。⁽⁷⁾ NATOとの間できわめて低い対等のレベルまで削減することを提案していたが、その場合にも常に英仏の核戦力を対象に含めているため、米国の核ミサイルが配備できる可能性は常に排除されている。⁽⁸⁾ またソ連提案は、常に米国がパーシングIIとGLCMを配備しないことを条件として提出されていた。

この点について、ウェティッヒ (G. Wetzig) は、「モスクワの目的は、拘束力ある協定によりヨーロッパ戦域において優位を確保することであり、その他のすべての考慮は二次的であった。しかし西側はこのことを許そうとはしなかった。したがって、交渉が失敗したのは目的が対立していたからである」⁽⁹⁾と分析しており、ヨスト (D. Yost) も、「一九七九年一〇月以来のすべてのソ連のINF提案は、ほとんどすべての米国の中距離核戦力をヨーロッパ

から排除し、N A T O による将来の I N F 配備に恒久的な上限または禁止を提案することにより、米国の拡大抑止の信頼性を減少させることをもくろんでいた。それと対照的に、ソ連の I N F システムは近代化し、数を増やすことがのできるものである。ソ連の I N F の優位が国際条約により承認されることになるだろう⁽¹⁰⁾と述べ、ソ連提案を批判している。

他方、米国の「ゼロ・オプション」は、米国の配備決定の撤回と引き換えにソ連の核戦力を一方的に全廃させるものであり、ソ連にとっては一方的軍縮であると受け取られていたし、それが交渉の出発点になりうるかどうかについても、さまざまな方面から疑問が提出されていた。その批判に因應するために「暫定提案」が出されたが、米国の基本的な姿勢は不変であった。

たとえば、フイスキン (R. Hilsken) は、「実質的には、米国は二年間の交渉の間まったく譲歩していない。交渉において米国はずっと米ソ二国間のパリティと全地球的な制限に固執していた⁽¹¹⁾」と分析している。

このように、ソ連と N A T O の間にはパリティが存在し、米国の新たな配備はそのバランスを崩すものであると考えるソ連と、中距離核ミサイルの分野において米ソ間にはきわめて大きな差があるので、それを是正する必要があると考える米国との間には、各提案に示されていたように、交渉の目的に関して決定的な対立が生じていた。

一九八三年一月二三日、一九七九年の N A T O 決定にしたがい、G L C M の構成要素が初めて英国と西ドイツに搬入された。ソ連はそれ以前から、米国のミサイルがヨーロッパに配備されると交渉の基礎は消滅すると主張していた。同日、ソ連はジュネーヴでの交渉を継続する意思のないことを明らかにした。

レーガン大統領は、このソ連の交渉停止の決定について、「われわれは、ソ連が S S 20 ミサイルの配備を続けて

いる二年間にわたって交渉してきた。NATOがバランスを回復し始めたその時に、交渉を中止することは正当化されない。米国は交渉のテーブルから離れるつもりはない⁽¹²⁾と反論している。

それに対し、アンドロポフ書記長は、「米国はその行動により、ヨーロッパにおける軍備競争を制限する問題に関する交渉において相互に受諾可能な協定に到達する可能性を破壊してしまったし、そのような状況で交渉を続けることは、ヨーロッパおよび世界の安全保障を損なうことを目指す米国とNATO諸国の行動をおおい隠すだけであるので、交渉にこれ以上参加することは不可能であると考え⁽¹³⁾」と、交渉中止の理由を述べている。

さらにソ連は、米国による新たな配備に関して、以下のような対抗措置をとることを発表した。

- (1) ソ連ヨーロッパ部における中距離核兵器の配備に対しモラトリアムを設定していたが、それを撤回する。
- (2) 東ドイツとチェコスロバキアの領域に、作戦・戦術ミサイルを配備する準備を急いで進める。
- (3) 米国は、ヨーロッパに兵器を配備し、ソ連に対する核の脅威を増大させているので、ソ連は、この状況に照らしてそれに対応する兵器を海洋に配備する。

3 この時期の交渉の特徴

この時期の米ソの交渉は、上述のように、見解が大きく対立し、合意が成立する可能性はまったく見られなかった。そこでこれらの諸提案の背後にある政治的目的を検討することが必要となる。

まず、シャープ (J. Sharp) が、米国もソ連も交渉に真面目に取り組んでおらず、INF交渉において宣伝合戦をしているだけであると指摘している⁽¹⁴⁾ように、この時期の交渉の最大の特徴は、交渉が条約作成のためではなく、

主として西ヨーロッパの国民に対する宣伝のためであったという点である。

フリードマン (J. Freedman) も、「米国もソ連もその提案を相手側に向けるよりも、西側の世論に向けている」と分析し、その理由は、「ソ連は、巡航ミサイルとパーシング・ミサイル計画が西ヨーロッパ諸国内の反対によって中止されることを期待できる根拠があり、相手側に譲歩する必要はないと考え、他方、米国は、ソ連の譲歩が得られるのはNATOの計画が実施されるようになる時であると考えた」¹⁵⁾からであると説明している。

このような状況において、スナイダー (Snyder) は、「少なくとも部分的に米国のINFを配備することによってのみ、ソ連に合意に達するための動機を与えることができる」と主張し、ソ連の交渉停止について、「ソ連代表がジュネーブに戻るのには、ソ連がヨーロッパでの政治的軍事的地位が損なわれたと感じ、反核運動の支持が失われたと感じる時であろう」¹⁶⁾と予測していた。

この問題は、ヨーロッパにおける反核運動と深くかかわっており、ヨーロッパ全土にわたる広範な配備反対運動の中で、配備予定の五カ国はNATO決定と国内世論との対立の問題を処理しなければならなかった。特にオランダとベルギーにおいては、政府自体が配備に消極的であった。

第二の特徴は、この時期において米ソ両国とも、国内的な事情から条約作成の意思をもたなかったと思われる点である。まず、ソ連については、ブレジネフ政権の末期から短命のアンドロポフ政権の時期であり、指導部が必ずしも安定していなかった。軍縮交渉はかなりの長期にわたり、また一貫した対応を必要とするものであるので、政権の基礎が確立していない場合には妥協的な態度がとれなくなることがある。

他方、米国にとってこの時期はレーガン政権の一期目であり、彼はSALT条約を鋭く批判し、「脆弱性の窓」

を閉じるため軍備増強の必要を強調していた。このように、この時期の米国政府には、ソ連と軍備管理あるいは他の政治的問題で積極的に対話を進めようという意思はなかった。⁽¹⁷⁾

結論的にいえば、一九八一年から一九八三年までのINFに関する交渉では、基本的には、両国に軍縮を実施するための政治的意思が存在しなかったのである。したがって多くの提案が両国から出されたにもかかわらず、それらは交渉進展のための妥協を示すものではなく、当初の非妥協的な地位を維持するものであった。この時期の背後にあるソ連の目的は、米国の新しい配備を中止させることであり、米国の政治的目的は新しく配備することによりヨーロッパの信頼を回復することであった。⁽¹⁸⁾この時期には、両国に条約を成立させるといふ政治的意思が欠けていたため、合意が成立しないのは当然のことであった。⁽¹⁹⁾

(1) それまで「長距離戦域核戦力(LRTNF)」と呼ばれていたが、一九八一年になり、ヨーロッパの人々が「戦域(theater)」という用語を好ましく思わなくなり、またレーガン新政権が自らのイニシアティブとして新しい用語を好んだことから、「中距離核戦力(Intermediate-Range Nuclear Forces)」が用いられるようになった。

(2) Address by President Reagan, November 18, 1981, *Documents on Disarmament* 1981, p. 574.

(3) Simon Lunn, "At Issue: Nuclear Modernization in Europe", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 38, No. 7, August/September 1982, pp. 19-20; Sverre Lodgaard, "Long-Range Theater Nuclear Forces in Europe", *World Armaments and Disarmament: SIPRI Yearbook 1982*, p. 44; Thomas Risse-Kappen, "Western Europe and Nuclear Arms Control: The Case of INF and SDI", *Bulletin of Peace Proposals*, Vol. 16, No. 3, 1985, p. 284.

- (4) Eugenia V. Osgood, "Euromissiles: Historical and Political Realities", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 39, No. 10, December 1983, p. 20.
- (5) Leon V. Sigal, *Nuclear Forces in Europe: Enduring Dilemmas, Present Prospects*, 1984, Brookings Institution, p. 112.
- (6) Richard H. Ullman, "Out of the Euromissile Mire", *Foreign Policy*, No. 50, Spring 1983, pp. 46-48.
- (7) ZACHAROV, 中野善太郎の演説の要約, Alex R. Alexiev, "The Soviet Campaign against INF: Strategy, Tactics and Means", *Orbis*, Vol. 29, No. 2, Summer 1985, pp. 319-350. 参照。
- (8) Jed C. Snyder, "European Security, East-West Policy, and the INF Debate", *Orbis*, Vol. 27, No. 4, Winter 1984, p. 939.
- (9) Gerhard Wettig, "How the INF Negotiations in Geneva Failed", *Aussen Politik*, Vol. 35, No. 2, 1984, p. 131.
- (10) David S. Yost, "START, INF and European Security", *World Today*, Vol. 39, No. 11, 1983, p. 420.
- (11) Ron Huisken, "INF: Negotiations about What to Negotiate about", *Australian Outlook*, Vol. 38, No. 2, 1984, p. 68.
- (12) *Documents on Disarmament 1983*, p. 998.
- (13) *Documents on Disarmament 1983*, pp. 1007-1008.
- (14) Jane M.O. Sharp, "A Perspective", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 39, No. 10, December 1983, p. 13.
- (15) Lawrence Freedman, "Negotiations on Nuclear Forces", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 39, No. 10, p. 26.
- (16) Jed C. Snyder, op. cit., pp. 928 and 964.
- (17) Paul Buteux, "The INF Negotiations and the Prospects for Nuclear Arms Control in Europe", *International Journal*, Vol. 40, No. 1, Winter 1984-85, p. 57.
- (18) Raymond L. Garthoff, "Postmortem on INF Talks", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 40, No. 10, December 1984, p.

(19) Arnold Horelick, "U.S.-Soviet Relations: The Return of Arms Control", *Foreign Affairs*, Vol. 63, No. 3, 1985, p. 512.

三 第二段階の交渉（一九八五年—一九八七年）

1 レイキャビク首脳会談まで

米国のミサイル配備を契機として中断された米ソのINF交渉は、一九八五年に再開される。同年一月八日の外相会談において、米ソ両国は、戦略核兵器、中距離核戦力および宇宙軍縮を含む包括的な交渉を開始すること、これらの三問題は相互関係を維持しつつ審議され解決されることに合意し、三月一二日よりジュネーヴで交渉が始められた。

交渉の初期においては両国は以前の立場を維持していた。その後、ソ連は一〇月三日に、両国のINFミサイル配備の凍結およびそれに続く大幅な削減を提案した。また米国は一月一日に、ヨーロッパのINFミサイルを一一四〇に、弾頭を四二〇—四五〇に制限し、全地球的規模でのINFの弾頭を同数にするためソ連アジア部のSS20を削減し、短射程INFに適切な制限を課すことを提案した。

一月二二日のジュネーヴ米ソ首脳会談において、両国は、「INF暫定協定という考え」に焦点を当てて交渉

の早期の進展に取り組むことに合意した。

一九八六年一月一日、ゴルバチョフ書記長は三段階にわたり一五年間で核兵器を全廃するという広大な提案を行なった。I N F に関しては、五年から八年が予定されている第一段階において、「ヨーロッパ地域におけるソ連および米国の中距離ミサイルの全廃の決定を採択し実施する」ことが規定されている。しかし「同時に、米国はその戦略および中距離ミサイルを他国に移譲しないことを約束し、英国とフランスはその核兵器を増強しないことを誓約する」ことも定められている。

以前の全面完全軍縮提案と同様、この提案も実務的な交渉のためよりも、国際世論に訴える側面を強くもつものであるが、I N F に関する部分は実質的な交渉におけるソ連の見解の転換とみることができ⁽¹⁾る。

ガーソフ(R. Garthoff)は、「もつとも劇的で新しい措置は、ヨーロッパ地域の米ソのすべての中距離ミサイルを廃棄する提案である。ソ連のI N F ミサイルのレベルを英仏の現存のミサイル・レベルと切り離したことは、新しいことでありソ連の大きな譲歩である⁽²⁾」と、この点を高く評価している。

しかし、この点については、グローブ(E. Grove)が「ソ連書記長はヨーロッパの二核兵器国がその核戦力を増強しないという誓約を、中距離核戦力に対する合意の条件としている⁽³⁾」と述べているように、英仏の増強禁止を強調する解釈もある。ソ連は以前には自国のミサイルまたは弾頭の数を英仏のもとと直接対応させていたことから考えれば、英仏の核戦力と切り離れた点は大きな進展であると考えられる。

また、この提案において戦略兵器の五〇%削減は宇宙軍縮と結びつけられているが、I N F はそうではないので、I N F を分離して合意する可能性が示唆されている。これに対し、米国は、I N F 交渉を英仏の核戦力と結びつけ

ることに反対し、二月に、ヨーロッパおよびアジアにおいてINFを三年間で全廃する提案を出している。

一九八六年一月一日、一二日のレイキャビクにおける米ソ首脳会談は、当初予備的なものと考えられていたにもかかわらず、ゴルバチョフの強いイニシアティブにより軍縮に関する実質的な交渉の場となった。この会談は、米国の戦略防衛構想(SDI)をめぐる両国の意見の対立のため、結局はなんらの具体的な成果をも挙げることなく終わったが、戦略兵器の五〇%削減およびINFの削減について潜在的な合意が成立していた。

この会談に先立つ両国のINFの立場は、米国は全地球的規模のゼロを目標としながら、暫定的にヨーロッパでは米ソとも一〇〇弾頭、ソ連アジア部と米国本土で一〇〇弾頭にするという主張であり、ソ連はヨーロッパでは米ソとも一〇〇弾頭にし、ソ連アジア部のSS20は現状維持とするという主張であった。ここからINFに関する暫定協定の成立が期待されていた。

会談において、ソ連は、ヨーロッパにおける米ソの中距離ミサイルを全廃すること、英仏の核戦力は考慮しないこと、射程一〇〇〇キロメートル以下のミサイルは凍結し即時に交渉を始めること、ソ連アジア部の中距離ミサイルについても即時に交渉を始めることを提案した。交渉の結果、米ソ間においてヨーロッパの中距離ミサイルをゼロにすること、ソ連アジア部および米国本土における中距離ミサイルの弾頭を一〇〇とすることに合意が達成された。また短射程ミサイルの交渉開始、現地査察を含む検証措置についても原則的な合意が達成⁽⁴⁾されていた。

しかし、ソ連がすべての合意をパッケージとして解決することを条件としたため、レイキャビクでの首脳会談は具体的な成果をまったく生み出さなかった。米国は前年のジュネーブ会談でINFに関しては個別協定を結ぶことに合意があったとして、ソ連の態度を非難した。この会談は表面的には決裂に終わったようにみえるが、INFに

関して基本的な枠組みで合意が成立し、I N F 交渉の實質については大きな進展がみられたので、会談それ自体もきわめて有益なものであったと考えられる。

2 一九八七年の交渉

一九八七年に入り、米ソ両国は、いくつかの問題点を徐々に解決しながら順調に進展し、一二月には条約の署名へとこぎつける。

第一の問題は、I N F 問題と他の軍縮問題との切り離しであり、レイキャビクでの対立の解消である。ゴルバチョフ書記長は、二月二八日に、ヨーロッパにおける中距離ミサイルの問題をパッケージから切り離すこと、そのための個別協定を速やかに締結することを提案した。この提案により、I N F 条約締結に向けての最大の難関が取り除かれ、すでに存在するレイキャビク合意に従い条約を作成する作業に入ることができるようになった。

ソ連の学者はこの決定の意味に関して、「特に米国が核軍備競争をエスカレートさせているので、この決定を下すことは容易なことではなかった。それにもかかわらず、ソ連はそれを決定した。西側はこの行為は弱さのしるしであると主張するが、そうではない。この決定がなされたのは、世界の運命に対する鋭い責任感と軍備競争を停止することの緊急性の認識からである⁽⁵⁾」と説明している。

第二に、ヨーロッパでの中距離ミサイル(射程一〇〇〇—五五〇〇キロメートル)を全廃することに合意が達成されると、それより射程の短いミサイル⁽⁶⁾(射程五〇〇—一〇〇〇キロメートル)ではソ連が圧倒的に優位にあるので、そこでの不均衡が西側で問題とされ始めた。また中距離ミサイルの全廃を実効的にするためには、短射程ミサ

イルによりその全廃が無意味になるような状態を避ける必要も認識されていた。三月四日の米国条約案は、ソ連の S S 12 / 22 と S S 23 を凍結し、米国はソ連と同等のレベルまで保有する権利をもつことを規定していた。

ソ連は当初、I N F 条約が署名されれば、対抗措置として東ドイツとチェコスロバキアに配備したミサイルを引き上げ、その後すぐに交渉を始める用意があると述べていた。しかし、四月一四日にゴルバチョフ書記長は、ヨーロッパにあるソ連の短射程ミサイルを限られた短い時期に全廃する約束を中距離ミサイル条約の中にもめる用意があることを明らかにし、四月二七日のソ連条約案において、ヨーロッパの中距離ミサイルの五年以内の全廃とヨーロッパの短射程ミサイル全廃交渉を規定していた。

短射程ミサイルの全廃については、西ヨーロッパ諸国の間で「デカップリング」および「ヨーロッパ非核化」の側面から危惧が表明されていた。しかし、ジェイムズ (J. James) は、「I N F 条約のなかに S R (短射程) I N F に対する『第二のゼロ・オプション』が含まれるならば、N A T O の安全保障および政治的利益に大きく役立つだろう」と主張し、その理由として、ソ連がより多くの弾頭と発射基を廃棄しなければならないこと、A T B M (対戦術弾道ミサイル) システムの必要性がなくなること、通常兵器の交渉が促進されることを指摘していた。⁽⁷⁾

N A T O は六月一日の外相会談において、短射程ミサイルの全廃に対するその支持を表明する。これにより、中距離と短射程の両者を全廃するという「ダブル・ゼロ」の考えが双方に受け入れられるようになった。

第三は、ヨーロッパ以外の中距離ミサイルについては、ソ連がアジア部のミサイルを弾頭数一〇〇まで削減すること、米国は弾頭数一〇〇まで本土に配備する権利を有するということが合意が成立していた。しかし米国の目標はあくまで全地球的規模における I N F 全廃であり、日本も、アジア部の S S 20 を全廃すべきであると主張してい

た。また米国は、ソ連アジア部のミサイルに対抗するため、アラスカに新たに中距離ミサイルを配備することを検討していた。

五月一五日のN A T O核計画グループのコミュニケも、「全地球的規模におけるゼロはN A T Oの長期にわたる目標であり、それはソ連の脅威を一層減少し、また検証を大幅に容易にするであろう」と述べ、ソ連に対しS S 20の一部を保持する要求を撤回するよう要請していた。

ソ連は、五月一九日の声明では、アジア配備S S 20の撤廃条件として、米国が日本、韓国、フィリピンの核兵器を取り除き、空母艦隊を合意境界線の外まで下げることが挙げられていた。しかし、七月二三日に、ゴルバチョフ書記長は、アジア部においてもヨーロッパと同様に中距離ミサイルを全廃する用意があること、作戦・戦術(短射程)ミサイルも撤去すること、アジアの米国の核は連結させないことを明らかにした。

この提案について、米国は、一九八一年一月に中距離I N Fの全廃を提案し、一九八七年六月一五日に短射程I N Fの全廃を正式に提案していたので、ソ連が米国の提案に同意したことを歓迎する、という内容の声明を発表した。これにより、全地球的規模で中距離および短射程ミサイルを全廃するという「グローバル・ダブル・ゼロ」の方式に合意が達成される。

第四に、米ソの短射程ミサイル廃棄に進展がみられるにつれて、弾頭は米国が所有するがミサイルは西ドイツが所有するパーシングI Aが問題となった。このダブルキー・システムのミサイルは射程七四〇キロメートルであり、ソ連はこれも条約の一部として廃棄されなければならないと主張していた。米国は、米ソ二国間交渉は第三国のミサイル・システムまたは同盟国との間に存在する協力方式に影響を与えることはできないので、この問題を交渉に

含めることはできないという立場を維持していた。それに対し、ソ連は、東ヨーロッパ諸国にミサイルを譲渡し、そのミサイルにソ連の弾頭を装備するという対抗手段を示唆していた。

しかし、八月二十六日に、西ドイツのコール首相は、米ソの全地球的規模のINF全廃の合意、検証問題の解決、INFの批准と発効、ミサイル撤去の日程の遵守を条件として、九〇年初めまでにパーシングIAを全廃することを明らかにした。これを受けて米国は、九月二日に、その場合には協力が終了するので、パーシングIAの弾頭を本国に引き上げる用意があることを表明した。このようにして、このミサイルは条約には含まれないが、事実上廃棄されることになり、この問題も解決される。

第五に、上述の軍縮措置からんで、検証問題が交渉されている。米国は当初から厳格な検証措置が必要であることを強く主張していたが、具体的には、三月一二日に検証問題の条約草案を提出した。これは一〇〇弾頭が維持されることを前提として現地査察を含む厳格な検証措置を定めていた。クレボン (M. Krepon) は、「この提案に関連して、「いかなる検証体制も両国に対し新しい公開性を要求する。これは機会とともに重大な危険をも意味する」とし、「現地査察にあまりにも頼ることは賢明なことではなく、一旦配備されると数えるのが困難な兵器システムには生産監視が不可欠である。レーガン政権の検証提案は後者を認めているが、前者の結論には対立している」と、現地査察への過度の依存を批判している。

ソ連はこれについて、検証方法に原則的には異論はないし、実験室を公開し、国際的な検証に応じ、現地査察を受け入れると述べ、以前のソ連の態度とはまったく異なる反応を示した。これは条約作成を促進するうえできわめて重要な要素である。

その後、「グローバル・ダブル・ゼロ」に合意がみられたため、検証の問題もいくらか和らげられ、米国は、八月二五日に新しい検証案を提出している。以前の検証は、米ソとも弾頭を一〇〇維持し、ミサイルの近代化と生産および飛行実験が許されるという前提で考えられたものであった。

米国の検証に対する主張の変遷について、メンデルソン (J. Mendelsohn) は、「I N F 条約の締結の可能性が薄い時には、米政府は侵襲的で交渉不可能な検証措置を主張する傾向にあった。しかし条約の可能性が増大するにつれて、米政府はその現地査察のレトリックを縮小することを余儀なくされた」と分析している。

現地査察を含む検証の基本的な原則では、米ソ間にかなり早くから合意が成立していたが、検証の細かい点に交渉が移るとさまざまな対立が現れ、条約署名のための首脳会談の直前まで検証に関する交渉が続けられた。それ以外に、廃棄対象ミサイルの廃棄期間および廃棄方法に関して米ソ間に意見の相違が存在した。

このようさまざまな問題を検討しつつ、九月一八日の米ソ外相会談において、I N F 条約の締結に原則的な合意が達成された。その後、首脳会談の日程の設定および残された技術的な問題の解決に努力が注がれ、一二月八日、ワシントンにおいてレーガン大統領とゴルバチョフ書記長との間においてI N F 条約が署名された。

3 この時期の交渉の特徴

この第二段階の交渉において米ソ両国は条約作成を達成し、交渉は成功裡に終了するが、第一段階の交渉と比べて大きく異なるのは米ソ両国の政治的意思である。この時期の第一の特徴となっているのは、米ソ両国とも条約の締結に向けての政治的意思を明確に示していたことである。まず米国のレーガン政権は、二期目を迎え、第一期の

軍備増強および対ソ強硬路線に対する鋭い批判に対応し、また大統領としての名声を後世に残すために、国際平和の進展を示すならかの成果を必要としていた。

他方、ソ連においては、一九八五年に発足したゴルバチョフ政権が、「ペレストロイカ」を主張しつつ、国内の改革、とくに経済体制の改革を推進しようとするが、そのためには米国との軍備競争を抑制することが不可欠であった。この姿勢は以前のソ連の政権とは大きく異なるものである。また現地査察に対しても以前は原則的に反対していたが、新しい政権は「グラスノスチ（情報公開）」の方針に従い、現地査察を受け入れるようになる。米ソ両国はこれらの国内事情にもとづき、条約を締結する政治的意思を明確に示していた。これらの国内事情が条約締結の推進力として、大きな役割を果たしたことは否定できない。

この時期の交渉にみられる第二の特徴は、ソ連の大幅な譲歩である。上述の交渉経過からも明らかのように、英仏核戦力の交渉からの排除、戦略核兵器および宇宙兵器との分離、短射程ミサイルの全廃、アジア配備中距離ミサイルの全廃、現地査察を含む厳格な検証の受諾など、ソ連の譲歩により条約交渉が合意に向けて進展してきた。

この点に関して、米国防務管理問題特別顧問のニッツ（P. Nitze）は、交渉の原則的な合意をみた段階の九月二八日に、一九八三年に米国代表団が定めた五つの基準——①米ソ間の権利および制限の平等、②第三国のシステムを考慮しない二国間の制限、③長射程INFの全地球的な制限、④NATOの通常兵器による抑止と防衛に対する米国の寄与を弱化しないこと、⑤効果的な検証可能性——は⑤の詳細な点が残っているだけで、すべて満たされていると述べている。¹⁰⁾

このような交渉の経過について、レーガン大統領が、「NATOの団結と決意があったので、ソ連はINFを真

面目に交渉するようになった。……われわれは米ソ両国の中距離ミサイルのすべてを全地球的に廃棄することに進展をみてきた。……これが達成されたのは、一九八〇年にわが国の軍備を再建する委任が与えられたからである。私はそれを実施した。今日、その成果をみることができる。ソ連が今日われわれと交渉しているのは、われわれが強い立場から交渉しているからである⁽¹¹⁾と述べ、またシュルツ國務長官が、「ソ連との交渉において成功するため⁽¹²⁾の鍵となるのは、強い立場、連帯、そして目標に対する明確な理解であることが、I N F 交渉から明らかになる。……この条約は、強い立場からの交渉の重要性、そして交渉では忍耐強く、決意をもち、目的を明確にすることの重要性を明らかにしている⁽¹³⁾」と述べているように、この交渉の成功の中心的要素は、「強い立場からの交渉」であったことが強調されている。

米国政府においては、この条約交渉の成功は、米国が強い立場から交渉し、また米国が強硬な態度を維持したからであると考えられており、ソ連が最終的に多くの譲歩を行ない、米国の初期の主張がほぼ全面的に条約に反映されているのも、そのためであると考えられている。

これらの見解に対して、ゴードン(M. Gordon)は、「I N F 交渉の進展は、ソ連がその利益に反して妥協するよう強制されることを示すものではない。むしろ、ソ連の指導部は、米国のミサイルをヨーロッパから廃棄することがきわめて好ましい外交政策の目的であるので、その抑止能力にとって中心的ではない配備済みの兵器の不均衡な削減を受け入れる価値があると決定したことを示している。またI N F 交渉は、レーガン政権が抜け目のない一貫した軍備管理戦略を備えていたことを意味するものでもない⁽¹³⁾」と述べている。

またメンデルゾーン(J. Mendelsohn)も、「ソ連がゼロ・オプションを受け入れるようになったのは、米国の強

硬な態度によるものではない」と主張し、ソ連の態度を決定したものととして、政治的必要から配備された米国のミサイルの廃棄は、NATOに政治的問題を生じさせると考えたこと、戦域レベルでの核兵器の使用に消極的になったこと、パーシングIIの除去を欲したこと、SS25がSS20の役割を果たしうると考えたこと、ゴルバチョフ書記長が外交・軍備管理分野で具体的成果を必要としていたこと、INFの合意が戦略兵器と宇宙軍縮を促進すると考えたことなどを挙げている⁽¹⁴⁾。

この時期の交渉は、米ソ両国の交渉締結の意思の存在により特徴づけられる。表面的には、米国の主張が広く取り入れられ、また廃棄されるミサイル数も米国に対しソ連は二倍となっているため、ソ連の大幅な譲歩があったように見える。しかし実質的には、軍事的側面における個々の規制の評価よりも、条約の政治的な意義が重要視され、米ソ両国とも広い政治的観点から条約締結にそれぞれ利益を見いだしたと考えられる。

- (1) Stephen F. Larrabee and Allen Lynch, "Gorbachev: The Road to Reykjavik", *Foreign Policy*, No. 65, Winter 1986—87, p. 15.
- (2) Raymond L. Garthoff, "The Gorbachev Proposal and Prospects for Arms Control", *Arms Control Today*, Vol. 16, No. 1, January/February 1986, p. 4.
- (3) Eric J. Grove, "Allied Nuclear Forces Complicate Negotiations", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 42, No. 2, June/July 1986, p. 18.
- (4) General Secretary Gorbachev Speech on Soviet Television, 14 October 1987, *Survival*, Vol. 29, No. 2, March/April 1987.

- pp. 173-174. しかし、西ヨーロッパ諸国は、事前の協議がなかったこと、また暫定協定で予定されている程度のINFは抑止力のため必要とあることから、この合意に対しても不満を表明していた(David S. Yost, "The Reykjavik Summit and European Security", *S&S Review*, Vol. 7, No. 2, Summer/Fall 1987, pp. 3-5 and 22; Philip Williams, "West European Security after Reykjavik", *Washington Quarterly*, Vol. 10, No. 2, Spring 1987, pp. 39-40; Leon V. Sigal, "The Long and Short of It: Allied Ambivalence About a Zero INF Deal", *Arms Control Today*, Vol. 17, No. 4, May 1987, pp. 10-11.)
- (5) Yuri Lebedev and Aleksei Podberyzokin, "A Historic Change for Europe", *International Affairs* (Moscow), June 1987, p. 8.
- (6) この射程五〇〇—一〇〇〇キロメートルの「サイル」は、後のINF条約では「短射程 (Shorter Range) の「サイル」と定義されているが、この時期には「連戦・戦術 (Operational-Tactical) の「サイル」と呼ぶ。米国は「短射程中距離 (Shorter-Range INF) の「サイル」と呼ぶようだ。
- (7) Jesse James, "Controversy at Short Range", *Arms Control Today*, Vol. 17, No. 5, June 1987, p. 15.
- (8) Michael Krepon, "High Stakes in INF Verification", *Bulletin of the Atomic Scientists*, Vol. 43, No. 5, June 1987, pp. 14-16.
- (9) Jack Mendelsohn, "INF Verification: A Guide for the Perplexed", *Arms Control Today*, Vol. 17, No. 8, September 1987, p. 29.
- (10) Paul H. Nitze, "INF Negotiations and European Security", *Department of State Bulletin*, December 1987, pp. 40-41.
- (11) President Reagan's Televised Address, August 12, 1987, "Reagan Optimistic on Arms Control", *Official Text*, Press Office, United States Information Service, American Embassy, Tokyo, p. 4.
- (12) Secretary Schulz's Statement before Senate Foreign Relations Committee on January 25, 1988, in "The INF Treaty".

Strengthening U.S. Security", *Department of State Bulletin*, March 1988, p. 39.

- (13) Michael R. Gordon, "Dateline Washington: INF: A Hollow Victory?" *Foreign Policy*, No. 68, Fall 1987, p. 178.
- (14) Jack Mendelsohn, "Wending our Way to Zero", *Arms Control Today*, Vol. 17, No. 4, May 1987, pp. 8-9.